

令和8年度長崎県環境物品等調達方針の概要

1. 趣旨

県においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条の規定に基づき、環境への負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を推進する。

2. 調達分野及び特定調達品目等

(1) 調達分野及び特定調達品目

22分野 264品目（別表のとおり）

参考：令和7年度 22分野 261品目

(2) 判断の基準

特定調達品目ごとに調達の判断の基準を設定（例：コピー用紙）

| | |
|-------|--|
| コピー用紙 | <p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③間伐材パルプが原料として使用される場合にあっては、可能な限り九州地域で流通している間伐材を利用したものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-------|--|

(3) 令和8年度の主な修正点

別紙参照。

(4) 調達目標

調達率100%とする。ただし、一律に調達が困難な場合等については、「調達を行う場合は100%」（自動車等、設備、役務関係）、「使用できる箇所で100%」、「使用することが適切な箇所で100%」（公共工事関係）とする。

3. 推進体制

「21長崎県環境づくり推進本部」において行う。

4. 実施の対象機関

知事部局、議会事務局、教育庁、各種委員会、交通局、警察本部の県の全機関（指定管理者制度導入施設含む）。

但し、指定管理者制度導入施設においては、調達が可能な環境物品等に限る。

5. 施行日

令和8年4月1日

6. 調達状況の公表

毎年度、公表する。

7. 参考：国の調達方針との比較

(1) 国の調達方針にあって、県において設定していない品目

| 調達分野 | 特定調達品目 | 品目数 |
|------|---|-----|
| 物品 | 金属製ブラインド | 1 |
| 公共工事 | 土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材、地盤改良用製鋼スラグ、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、中温化アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、エコセメント、鉄鋼スラグブロック、低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料、ビニル系床材、変圧器、合板型枠、低品質土有効利用工法 | 18 |
| 役務 | 自動車整備、庁舎管理、清掃、害虫防除、輸配送、旅客輸送、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、引越運送 | 9 |

(2) 国の調達方針にはないが、県が独自に調達方針に設定したもの

| 調達分野 | 調達品目 | 品目数 |
|------|---------|-----|
| 紙類 | タオルペーパー | 1 |